

北海道R住宅事業者ネットワーク

参加事業者 募集要領

平成25年2月18日

北海道R住宅事業者ネットワーク 事務局

1. 趣旨

北海道では、平成17～19年度の3年間にわたり、「良質な住宅ストックを形成し、手をかけて長く大切に使う社会」をめざし、既存住宅の流通促進に必要な「しくみ」について検討を行ってきました。この検討成果を踏まえ、平成20年度から引き続き、道と民間の不動産流通・住宅供給・住宅情報等の専門家・団体からなる協議会により、既存住宅の流通促進に向けて、性能向上リフォームなどにより住宅の良質化を図り市場で流通させるしくみづくりに取り組みました。

平成21年度には、既存住宅の流通促進方策の普及啓発及び本道の良質な住宅ストックの形成を図るため、国土交通省「平成21年度長期優良住宅先導的モデル事業」に「北海道R住宅システム」を提案応募し、採択を受け、補助金対象住宅112戸を完成させました。

そして、北海道R住宅システムによる上記国補助金事業の実績を踏まえ、システムの普及啓発とさらなる発展・市場定着化を進めるとともに、これに関わる事業者等の参加・連携等の拡大を図り、システムを通じた新たなビジネスモデル構築・ビジネスチャンス創出に取り組む「北海道R住宅事業者ネットワーク」を、平成22年4月に設立しました（「資料2・組織図」も確認してください）。

本ネットワークの具体的な取り組みとして、平成22・23年度に国土交通省「長期優良住宅先導的モデル事業」に提案応募し、2年連続で採択を受け、平成25年1月までに補助金対象住宅252戸を完成させたところです（平成21年度からの総戸数は364戸です）。

ここに、本ネットワークの活動趣旨等に賛同し、主体的な形で参加を希望する事業者（会員）の参加申込みを受付いたします。

本ネットワークは、住宅改修事業者、不動産事業者、専門の建築士設計事務所で構成し、北海道R住宅システム管理者（北海道、(社)北海道建築技術協会、北海道R住宅専用ローン設定金融機関）及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構との連携・協働により取り組みを進めます。

次に、参加申込みに必要な要件等を示します。

※留意事項

- 1:北海道R住宅システムとして平成21～23年度に採択を受けた国土交通省『長期優良住宅先導的モデル事業』による**国補助金事業は、全て終了**しています。参加申込みされましても、長期優良住宅先導的モデル事業による国補助金事業を実施することはできません。
- 2: **北洋銀行様による北海道R住宅専用ローンを利用するためには、住宅改修事業者が本会会員であることが必須**です。

2. 会員

本ネットワークの活動趣旨等に賛同し、主体的に活動に参加することを希望する事業者を公募します。

3. 公募する事業者の要件

北海道 R 住宅事業者ネットワーク（以下、「本会」という。）が募集する事業者の要件は、次の事項を全て満たす住宅改修事業者、不動産事業者及び専門の建築士設計事務所とします。

(1) 住宅改修事業者

ア 北海道住宅リフォーム推進協議会（本会とは別組織です）が運営する「住宅リフォーム事業者登録制度」に、登録申請（申込み）すること。

※住宅リフォーム事業者登録制度への登録：

北海道住宅リフォーム推進協議会の事務局は、

（社）北海道建築技術協会（電話：011-251-2794）

です。登録手続きには時間を要しますので、事前に、上記事務局にご相談ください。

なお、事業者登録制度への申込み（登録）が行われない場合は、本会への参加は承認されませんのでご留意ください。

(2) 不動産事業者

ア 宅地建物取引業の免許を受けた単体の法人であること。

(3) 専門の建築士設計事務所

ア 建築士事務所の登録をもつ単体の法人または個人であること。専門であること。

(4) 共通事項

ア 国税及び道税を滞納していないこと。

イ 本会総会によるすべての議決事項を承諾できること（会員として入会した場合には、既に議決した事項の内容をすべて確認し、承諾したものとみなします）。

また、今後開催予定の指定の総会・説明会等へ必ず出席すること。

ウ 本会で別に定める会費を指定期限までに納入すること。

4. 参加申込み手続き

参加申込みする事業者は、次により申請書等を提出してください。

<p>必要な書類が整い したい、提出してく ださい</p>	<p>■参加申込みに必要な書類一式の提出</p> <p>①提出書類</p> <p>ア 参加申請書（別添：様式1）</p> <p>イ 定款（最新のもの）</p> <p>ウ 決算書（最近3か年分の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書）</p> <p>エ 宅地建物取引業の免許の写し（不動産事業者の場合に限る）</p> <p>オ 建築士事務所登録証明書の写し（専門の設計事務所の場合に限る）</p> <p>カ 道税事務所又は（総合）振興局が発行する道税（道が賦課徴収するものに限る。）に関する納税証明書（資格審査申請用）、並びに税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）。発行から3ヶ月以内の納税証明書に限る（写し可）。</p> <p>②提出部数：1部</p> <p>③提出方法：持参、宅配便、配達記録郵便など事務局の受理が確認できる方法。</p>
---------------------------------------	---

	なお、提出された書類については、参加登録が認められない場合や退会した場合などでも、返却しません。
別途指定する期日	◆本会の会費の納入（年5万円）：指定銀行口座への振り込み
登録（申込み）完了したい	◆「住宅リフォーム事業者登録制度(北海道住宅リフォーム推進協議会)」への登録（申込み）

5. 提出・問合せ先：北海道 R 住宅事業者ネットワーク 事務局

(株) シー・アイ・エス計画研究所

郵便番号 001-0010

札幌市北区北 10 条西 3 丁目 1 3 番地 NK エルムビル 3 階

E-mail keikaku@cis-ins.co.jp FAX 011-706-1137 TEL 011-706-1117

6. 入会承諾の手順

参加申込みに必要な提出書類一式の受付後、事務局で提出書類の確認を行い、幹事会において入会に関わる審議を行います。入会承諾の結果については申込みした事業者に直接通知します。

7. 会費

本会の維持・運営・普及啓発等に必要な経費は、会員が負担する会費等で賄うこととします。会費は年5万円です。なお、一度、納入された会費については返還しません。また、会費の月割り・日割り計算による納入金額の調整はありません（会計年度途中の入会であっても、年会費全額を納入していただきます）。

- ・会費納入期限：事務局が別途指定
- ・振込口座：提出書類一式を受付し、入会承諾後に、別途通知します。

8. 留意事項

(1) BIS、BIS-E 認定技術者

北海道 R 住宅システムとして省エネ改修を行う場合は、BIS、BIS-E の認定技術者による計画・設計・施工管理が必須です。認定技術者は、自社の社員のほか、協力関係企業（同一地域内）の認定技術者に依頼することも可能です。

◆ 北海道 R 住宅の『R』の意味は…

Rは、リノベーション(renovation)、リフォーム(reform)、リユース(reuse)、リサイクル(recycle)の頭文字をとっています。